

(意見書案第 10 号)

J R 三島 (北海道、四国、九州)・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書

昭和 62 年 4 月 1 日に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、J R 7 社が誕生した。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生することを目的として実施された。

そして、新幹線や都市圏の路線を有する J R 東日本、東海、西日本の本州三社はこれまで堅調な経営を確保し、株式を上場して完全民営化を果たした。しかし、J R 北海道、四国、九州の J R 三島会社と J R 貨物については、経営基盤が脆弱で、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使をあげた努力を重ねてきたが、来年 4 月に J R 発足 25 年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保するめどが立っていない。

政府は、J R 三島・貨物会社の経営支援に向け、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の資金を活用した支援策を実施すべく、3 月 8 日に「国鉄清算事業団債務等処理法改正案」として衆議院に提出し、国会審議が続けられている。

こうした中、本年度末には、J R 三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R 三島・貨物会社の社会的な役割と、いまだ完遂されていない国鉄改革の課題をかんがみれば、J R 発足 25 年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えられる。

よって、政府においては、以上の認識に基づき、次年度の税制改正において、次の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 J R 三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置 (いわゆる「継承特例」「三島特例」「新車特例」等) を恒久化すること。
- 2 J R 三島・貨物会社を初め、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。
- 3 J R 三島・貨物会社を初め、鉄道事業各社における鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 20 日

釧路市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛